

東京都廃棄物審議会計画部会第3回 会議次第

日時 令和3年2月4日（木） 13時00分～15時00分

形式 WEB会議

議事 (1) 前回の指摘事項について

(2) 資源循環及び廃棄物処理に係る個別論点（案）

(3) その他

<配付資料>

資料1 東京都廃棄物審議会計画部会委員名簿

資料2 東京の廃棄物処理の現状（その2）

資料3 東京の資源循環及び廃棄物処理に係る個別論点と施策の
方向性（案）

資料4 東京都資源循環・廃棄物処理計画 改定スケジュール（予定）

参考資料1 東京都廃棄物審議会計画部会第2回会議録

参考資料2 東京の資源循環及び廃棄物処理に係る個別論点整理表

参考資料3 プラスチック削減プログラムの概要

参考資料4 東京都食品ロス削減推進計画（案）の概要

東京都廃棄物審議会計画部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

- 大石 美奈子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 副会長
- 蟹 江 憲 史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
- 後 藤 麻 里 東京商工会議所産業政策第二部主任調査役
- 斎 藤 崇 杏林大学総合政策学部 教授
- 佐 藤 泉 弁護士
- 田 崎 智 宏 国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター循環型社会システム研究室
室長
- 橋 本 征 二 立命館大学理工学部 教授
- 松 野 泰 也 千葉大学大学院融合理工学府 教授
- 宮脇 健太郎 明星大学理工学部 教授
- 森 本 英 香 早稲田大学法学部 教授

東京の廃棄物処理の現状（その2）

1 一般廃棄物の組成別排出量

【可燃ごみ】

- 23区内から排出される可燃ごみ（収集及び持込）の排出量は、300万トン弱で推移している（図1参照）。
- 組成ごとにみると、厨芥が平成10年代は100万トン前後で推移していたが、最近は約60万トンまで削減されている。
- 一方、プラスチック類が平成19年度から平成21年度にかけて増加しているが、これは、23区において、これまで不燃ごみとして収集していたプラスチックごみを可燃ごみとして収集するようになったためである。

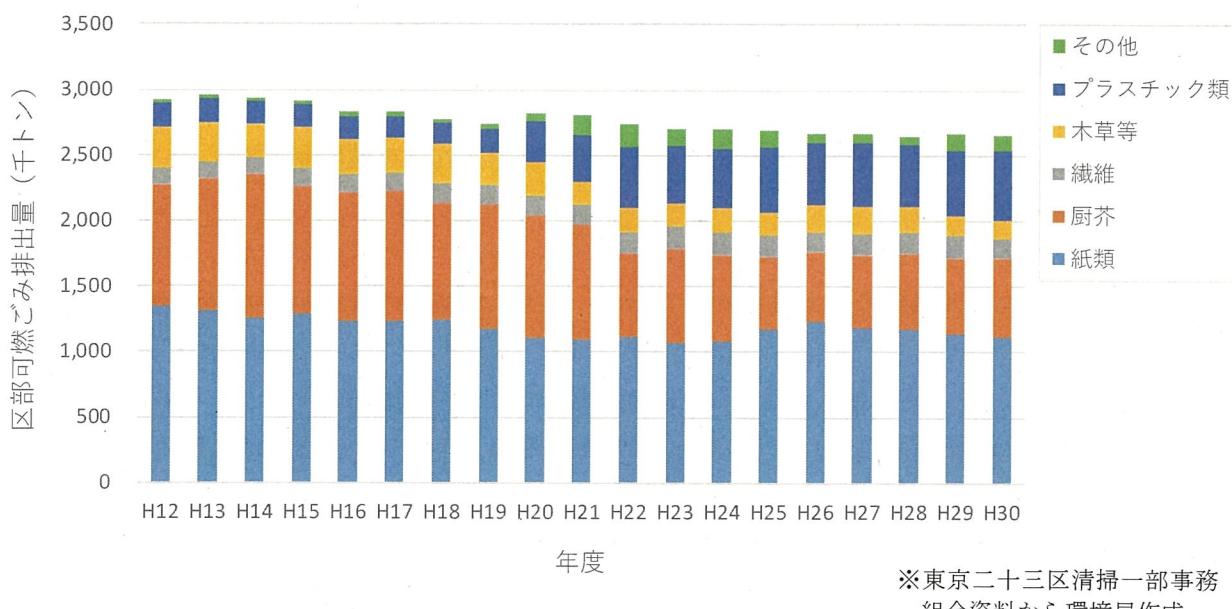


図1 区部可燃ごみの成分別排出量の推移

【不燃ごみ】

- 23区内から排出される不燃ごみ（収集及び持込）の排出量は、平成18年度までは50万トン前後で推移していたが、直近では4万トン強にまで削減されている（図2参照）。
- 組成ごとにみると、プラスチックごみが平成19年度から平成21年度にかけて大幅に削減しているが、これは、上述のとおり、不燃ごみから可燃ごみ扱いに変更したためである。
- また、その他（厨芥、繊維、木草等、ゴム皮革等）が大幅に削減されており、分別の徹底化が図られた様子がうかがわれる。

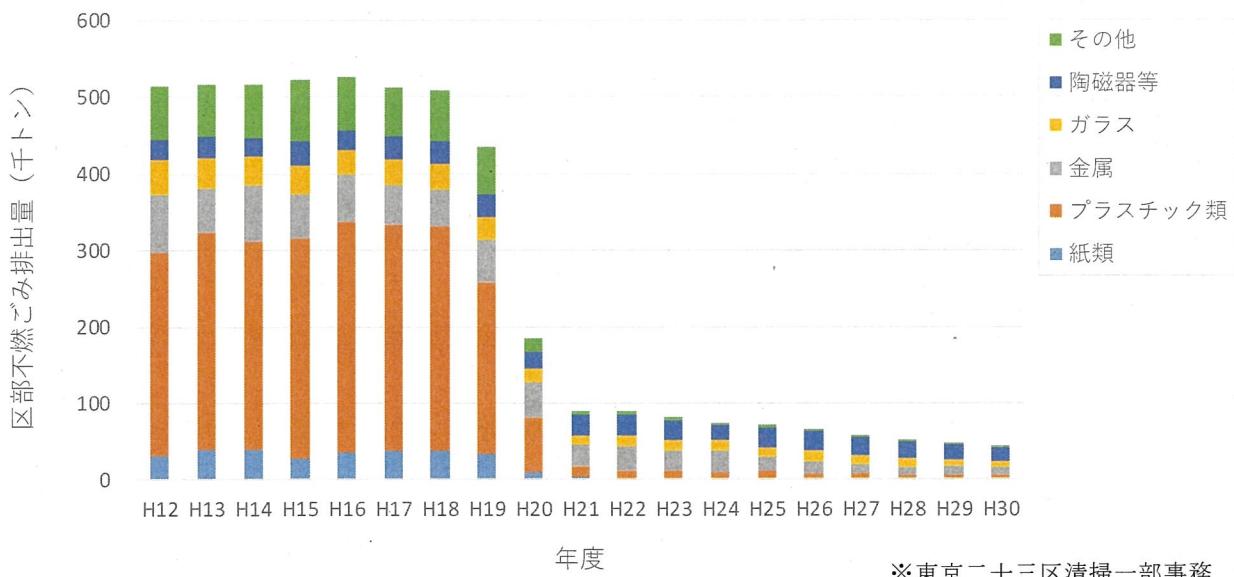


図2 区部不燃ごみの成分別排出量の推移

2 一般廃棄物の焼却量

- 都内では、可燃ごみ（収集及び持込）の多くを清掃工場で焼却しており、また、粗大ごみ処理施設やその他の資源化施設等の処理に伴い排出された可燃性廃棄物についても、清掃工場で焼却している。
- 都内でも地域（23区、多摩、島嶼）によって、可燃ごみの定義が異なり、また、リサイクルを含めた中間処理の考え方方が異なるため、以下に地域毎の焼却処理の状況を示す。

【23区】

- 23区における焼却量（可燃ごみ直接焼却量及び処理残渣焼却量）は、プラスチックごみの収集区分の変更（可燃化）に伴い平成20年に増加したものの、全体的に低下傾向を示している（図3参照）。
- 上記焼却量を収集量及び持込量で除した焼却率を見ると、平成20～21年度にかけてプラスチックごみの可燃化に伴い焼却率が大きく増加し、その後も微増を続けているのが分かる。このことは、粗大ごみ処理施設やその他の資源化施設等の選別能力の向上により、それら施設からの処理残渣から焼却量に仕向けられる量が増加していることが示唆される。

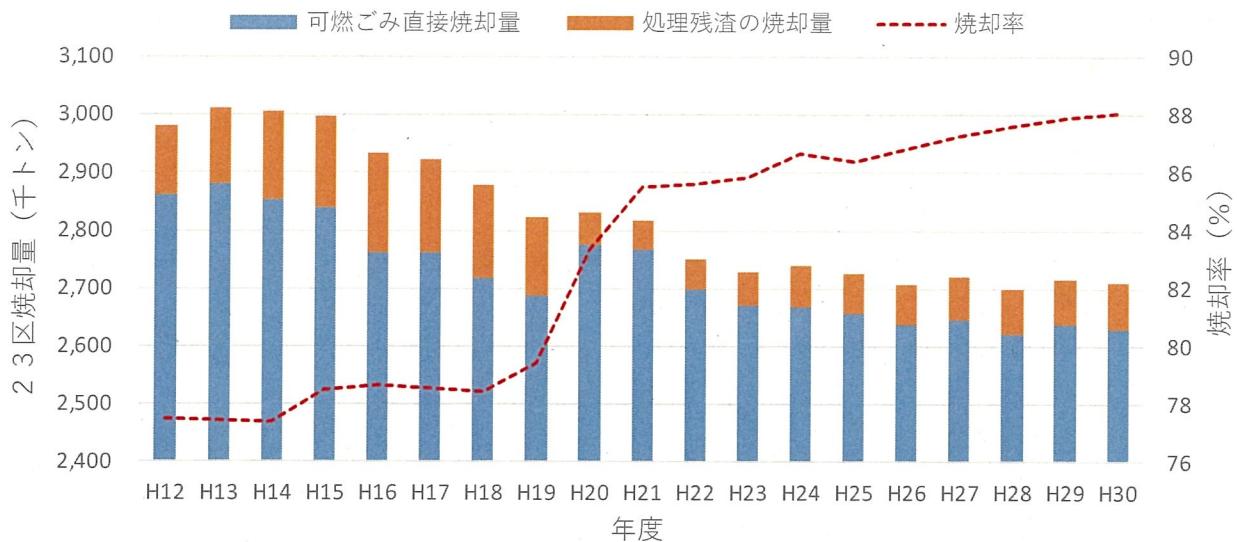


図3 区部可燃ごみの焼却状況の推移

【多摩地域】

- 多摩地域における焼却量は、全体的に低下傾向を示している（図4参照）。
- 焚却率を見ると、焼却量の減少に伴って低下しているのが分かる。可燃ごみ直接焼却量と処理残渣の焼却量の割合は概ね一定していることから、清掃工場の処理能力に若干の余裕が出てきていることが示唆される。

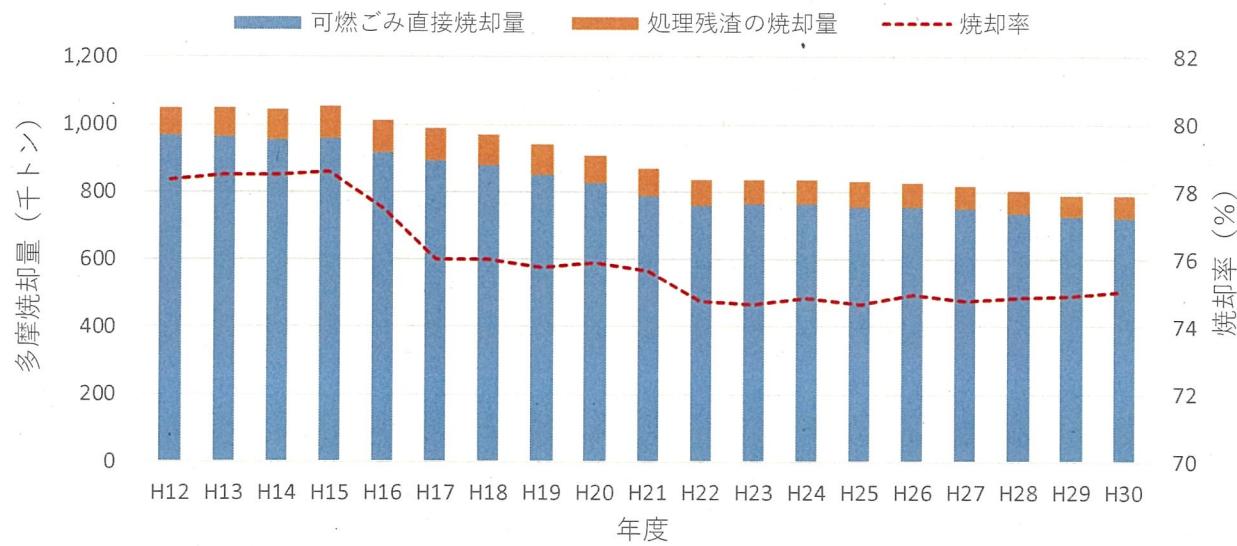


図4 多摩地域可燃ごみの焼却状況の推移

【島嶼地域】

- 島嶼地域における焼却量は、増減を繰り返しつつも全体的に僅かに低下傾向を示している（図5参照）。平成19年度から神津島村及び三宅村の粗大ごみ処理施設の処理残渣が焼却に回っている。

○ 焚却率を見ると、母数が小さいため数値の変動が大きいが、全体としては増加傾向を示している。平成 26 年からの上昇傾向は、大島町が新しい清掃工場の稼働を機に、プラスチックごみを可燃化したことなどが反映しているものと思われる。

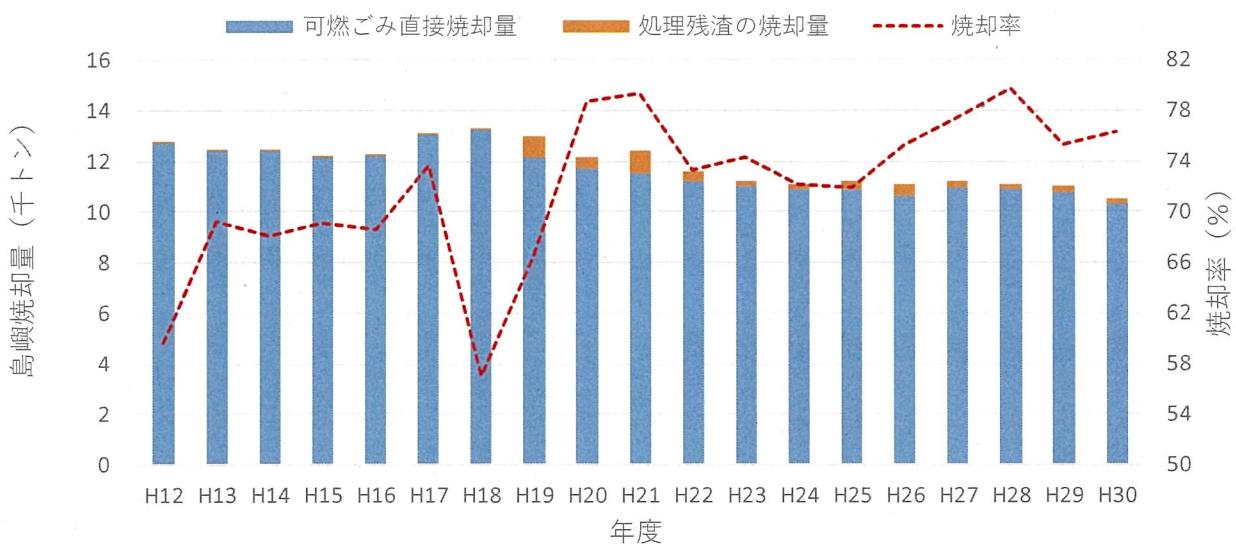


図5 島嶼地域可燃ごみの焼却状況の推移

東京の資源循環及び廃棄物処理に係る個別論点と施策の方向性（案）

I 資源の持続可能な利用を促進する方策に関わること

今後、新興国等の経済成長による世界全体の資源消費量が増加することに伴い、資源の需給逼迫に起因する資源の制約が大きくなり、また、自然による人類への寄与が世界的に悪化していくことが見込まれている。このような状況の中で、持続可能な資源利用を達成するためには、どのような施策を講じるべきか。

1 資源ロス削減を促進する必要性が高い分野及び方策

今後、資源制約や環境制約が益々厳しくなる中で、持続可能な資源利用を達成するためには、資源ロスの削減を促進させる必要があるが、その対象となる分野及びその方策はどのようなものか。

【対象と施策の方向性】

① プラスチックの持続的な利用

- ⇒ プラスチック削減プログラム（2019（令和元）年12月策定）で掲げる目標の達成を目指し、使い捨てプラスチック製品の使用削減、プラスチック製容器包装の素材代替、過剰包装削減などを促進するため、消費者やメーカー等と連携して施策を実施
- ⇒ 民間企業の取組を加速させるため、プラスチック削減に係る革新的な技術やビジネスモデルの社会実装化を促進

② 食品ロスの削減

- ⇒ 賞味期限・消費期限の正しい理解、食べ残しの削減、行動変容などを促進するため、食品ロス削減推進計画（2021（令和3）年3月策定予定）に基づき、消費者及び食品メーカー、卸売・小売事業者等の事業者と連携して施策を実施
- ⇒ 防災備蓄食品などの未利用食品の有効利用を図るため、未利用食品の所有者と需要者をマッチング（システム運用）

③ 紙の持続的な利用

- ⇒ 紙を原材料とした製品の過剰利用の抑制（書類の電子化、電子申請による紙ものの使用抑制）

④ 廃棄物の排出抑制

- ⇒ 区部での家庭ごみ有料化や既に家庭ごみを有料化している地域の料金の適正化等を含めた家庭ごみの更なる排出抑制の方策について、「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」の場を通じての議論、区市町村への働きかけ
- ⇒ 区市町村が処理している事業系ごみの料金適正化により、事業系ごみの排出抑制を誘導

【施策を進めるための枠組み】

- 民間事業者、業界団体及び非営利団体（以下「民間事業者等」という。）の取組を誘導

- ⇒ 持続可能な資源利用に向けた民間事業者等との議論の場を設定
- ⇒ 社会実装に向けたモデル事業により、民間事業者等の取組を加速
- 上記の資源ロス削減に係る区市町村の取組を促進
 - ⇒ 区市町村の取組を技術的・財政的に支援

2 廃棄物の循環利用を更に促進する必要性が高い分野及び方策

持続可能な資源利用を達成するためには、廃棄物の循環利用についても従来以上に推し進め
る必要があるが、その対象となる分野及びその方策はどのようなものか。

【対象と施策の方向性】

- ① 家庭系プラスチックごみの循環利用促進
 - ⇒ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく家庭から排出さ
れるプラスチック製の容器包装ごみのリサイクルを強力に推進するとともに、国での議論
を踏まえ、使用済みのプラスチック製品のリサイクルを促進
- ② 事業者による循環利用促進
 - ⇒ 事業者が過去に製造又は販売した製品等をリサイクルする場合や古繊維等の専ら再生
利用を目的とする廃棄物をリサイクルする場合に、当該事業者が店頭回収などの仕組みを
構築が容易になるよう、法令等の運用の見直し、再生利用指定その他の規制緩和措置を活
用するなどの支援を実施
 - ⇒ 大規模建物から排出される廃棄物の量を見える化し、排出事業者の廃棄物に関する意識
を向上
 - ⇒ 区市町村が大規模建築物の所有者等に届出を義務付けている再利用計画書を活用し、事
業系廃棄物のリサイクルを促進
- ③ リサイクルルートが確立されずに主に焼却又は埋立処分されている廃棄物のリサイクル
 - ⇒ 雑紙の紙製品原料化、固形燃料化ルートの拡大（既に取り組んでいる製紙メーカーや
RPFメーカーとの連携）
 - ⇒ 社会実証調査の結果を踏まえ、太陽光パネルの高度循環の仕組みを構築
 - ⇒ モデル事業の成果を踏まえ、紙おむつのリサイクルルートを確立
 - ⇒ 最終処分場の延命化を図るため、区市町村等の清掃工場から排出される焼却灰をエコセ
メント等の原料として利用
 - ⇒ その他モデル事業を積極的に活用し、メーカーや小売事業者等と連携し、個別品のリサ
イクルルートを確立
- ④ 再生品の利用促進
 - ⇒ 建設廃棄物の最終処分量を更に削減するため、工事現場での分別徹底によりリサイクル
を促進するとともに、再生碎石等の再生資材が利用可能な用途を拡充
 - ⇒ 現在、建設資材や原材料としての広範な需要が認められていない建設泥土改良土につい
て、建設業界や処理業界の協力を得た上で、実態把握や利用方策について検討
- ⑤ 再生資源需要量の変化への柔軟な対応
 - ⇒ 廃棄物・リサイクル関連データの精度向上

⇒ 東京のマテリアルフローを把握する仕組み構築に向けた検討

【施策を進めるための枠組み】

- 民間事業者等の取組を誘導
 - ⇒ 事業系 3R アドバイザーの活用
 - ⇒ 社会実装に向けたモデル事業により、民間事業者等の取組を加速
- 上記の資源ロス削減に係る区市町村の取組を促進
 - ⇒ 区市町村の取組を技術的・財政的に支援
- 再生資源に係る情報の収集
 - ⇒ 再生資源を取り扱う業界団体等の意見交換を推進

3 資源ライフサイクルにおける環境負荷、その社会への影響などの反映

持続可能性のレベルを高めるには、財やサービスを生み出す者及び消費する者が、資源の採取から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルでの環境負荷削減を意識しつつ、行動に移さなければならない。それらステークホルダーの行動を促進させるためには、どのようなことが必要か。

【対象と施策の方向性】

- ① 拡大生産者責任の考え方の普及
 - ⇒ 環境に配慮した製品設計、製品の長寿命化、製品スペックの適正化などをメーカーに働きかけ
 - ⇒ プラスチックの原材料を石油由来のものからバイオマスのものに代替するなど、より環境負荷の少ない原材料の利用などをメーカーに働きかけ
- ② エネルギー使用量、フットプリントなどを考慮し環境に配慮した製品の選択
 - ⇒ 第三者が認証するタイプ I 環境ラベル ISO14024 を取得した製品等の普及啓発（可能ならば仕様書等への明記）
 - ⇒ 東京都グリーン購入ガイドの充実、民間事業者へのグリーン購入ガイドの制定の働きかけ

【施策を進めるための枠組み】

- 民間事業者等の取組を誘導
 - ⇒ 事業系 3R アドバイザーの活用
 - ⇒ 社会実装に向けたモデル事業により、民間事業者等の取組を加速

II 廃棄物処理システムに関わること

東京では、超高齢化や人口の減少等に伴う社会構造の変化が進行しており、あらゆる分野で社会の仕組みの修正を余儀なくされている。また、今後、資源循環に対する社会のニーズが益々多様化し、その要求レベルが一層高まることが想定される中、これらのニーズに十分に対応できる体制が構築できているとは言い難い。このような状況の中で、廃棄物の適正処理及びリサイクルを確保するためには、どのような施策を講じるべきか。

1 超高齢社会の到来や人口の減少等に伴う社会構造の変化への対応

体力や認知機能の衰えなどにより適切なごみ出しが困難となる老人や、言語や生活習慣が異なる外国人の増加が見込まれるため、何らかのサポートが必要ではないか。また、社会の構造が変化していく中で、処理体制の仕組み自体を再検討するべきではないか。

【対象と施策の方向性】

① 適切なごみ出し支援

- ⇒ 一人暮らし老人のごみ出しをサポートするため、個別収集や福祉部門と連携した「ふれあい収集」などを普及拡大
- ⇒ 一人暮らし老人宅の遺品整理について、廃棄物処理法上の取扱を整理するとともに、一時的に大量の不用品や粗大ごみが排出されることが想定されることから、受入れ態勢について検討
- ⇒ 今後も、観光や就労で日本を訪れる外国人が一定数存在することが見込まれるため、言語や生活習慣が異なるそれら外国人が適切にごみを出せるよう、普及啓発資料の多言語表記、ごみ箱等のピクトグラム表記等を検討

② 社会構造の変化に柔軟に対応できるような処理体制の構築

- ⇒ 区市町村の区域を越えた地域横断的な収集運搬ができるような仕組みの検討
- ⇒ 一時的に多量の廃棄物が排出された場合や、特殊な技術を要する廃棄物が排出された場合でも対応できるような仕組みの検討

【施策を進めるための枠組み】

○ 区市町村との連携

- ⇒ 共同検討会において、福祉部署その他関係部署との連携方法を議論

2 生産労働人口減少への対応

廃棄物処理システムの主な担い手である生産労働人口が 2025（令和 7）年以降減少していくことが見込まれている中で、社会的基盤としての廃棄物処理システムをどのようにして維持していくべきか。

【対象と施策の方向性】

① 業務等の効率化

- ⇒ 法令に基づく行政への許可申請、届出などの手続きを電子化の検討（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書については 2020（令和 2）年 4 月から実施済

み)

⇒ 廃棄物処理に関わる事務手続きの電子化、ICT (Information and Communication Technology) や RPA (Robotic Process Automation : パソコンなどにより行っている事務の一連の作業を自動化するソフトウェア) などの活用による事務作業の効率化

② 廃棄物処理業界全体での処理効率化

⇒ 廃棄物処理業者間で連携した収集運搬などを促進することにより、廃棄物業界全体での処理を効率化

【施策を進めるための枠組み】

○ 民間事業者等の取組を誘導

⇒ 持続可能な資源利用に向けた民間事業者等との議論の場を設定

⇒ 社会実装に向けたモデル事業により、民間事業者等の取組を加速

3 廃棄物処理システムの強化

我が国の廃棄物処理及びリサイクルは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）や各種リサイクル法により構築された制度のもと、廃棄物処理が適正化され、かつ、リサイクルが促進されてきた。しかし、未だに不適正処理が後を絶たず、また、廃棄物業者や施設に対する世間の認証が十分に得られているとは言い難い状況の中で、廃棄物処理及びリサイクルに係る事業者が有する能力のポテンシャルを十分に発揮できていない。更には、今後リサイクルを加速させるためには、処理後物の品質管理が求められてくる。したがって、世間からの信頼を得た形でより一層の廃棄物処理を適正化し、リサイクルを促進するため、廃棄物処理・リサイクルのシステムとしての強化及び高度化を図る方策が必要ではないか。

【対象と施策の方向性】

① 優良事業者の育成

⇒ 個々の廃棄物処理業者及びリサイクル業者の能力向上を図るため、第三者評価制度を充実強化

⇒ 都や区市町村の調達等において優良事業者を選択するなど、優良事業者になることへのメリットを創出

② 廃棄物処理・リサイクルプロセスの高度化

⇒ 排出から処理・リサイクルまでの処理プロセス又は事務プロセスにおいて、ICT や AI などの先進的な技術を導入し、廃棄物処理の効率化、処理後物の品質向上により、よりレベルの高いリサイクルを志向

③ 一般廃棄物処理の広域化

⇒ 2025 年度をピークに都内の人口が減少傾向に転じることを踏まえ、区市町村が設置運営している一般廃棄物処理の広域化や施設の集約化について検討（既に多摩地域では検討開始）

⇒ 地理的な制約に加えて、人的、財政的にも厳しい事情にある島嶼地域における廃棄物処理・リサイクルを安定的、継続的に実施するための体制について検討

④ 廃棄物の新たな処理体制の構築と既存処理体系の強化

- ⇒ 産業廃棄物のリサイクルの高度化及び最終処分量の更なる低減を目指し、先進的な技術を有する産業廃棄物処理業者のあり方等を検討
- ⇒ 農薬その他の化学薬品、炭素繊維製品、リチウムイオン電池、放射性廃棄物などの処理やリサイクルが困難な廃棄物を適正処理するため、処理困難性やリスクの評価も含め、処理の枠組みを検討
- ⇒ 今後注目が集まると見込まれるバイオマス資源（特に剪定枝、生ごみ）について、地域での循環の仕組みを検討
- ⇒ 処理期限が決まっている PCB 廃棄物の確実な処理
- ⇒ 地域環境への甚大な影響を及ぼす不法投棄の撲滅、海洋生物や海洋生態系に悪影響を及ぼしている海ごみの発生防止に向け、関連施策の着実な施策

【施策を進めるための枠組み】

- 区市町村の取組を支援
 - ⇒ 地域ごとの区市町村との意見交換の場において議論
- モデル事業による効果検証
 - ⇒ 先進的なアイディアや取組を広く募り、提案者と都が共同して試行的に実施し、取組の効果を検証した上で社会実装化
- 処理業界や専門業者との連携
 - ⇒ 東京の廃棄物処理の現状を分析、検討
 - ⇒ 産業廃棄物処理業界と連携し、リサイクルの高度化や最終処分量の低減を可能にする先進的な技術の導入に向けた施設整備のあり方などを検討
 - ⇒ 専門業者等との連携し、処理するためのスキームを構築

III 社会的課題への適応に関わること

世界は、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大や地球規模での気候変動に直面するなど、これまでに経験したことのない危機に晒されているといつても過言ではない。また、近年、大型台風が上陸し、河川の氾濫による被害が広域的に発生しており、大規模な自然災害への備えも喫緊の課題である。一方、東京の資源循環に目を転じると、資源循環に係る法令の制度などが時代遅れとなり、新たな社会的な課題への対応が困難になりつつある。このような状況の中で、資源循環に対する都民の負託に応えるためには、都固有の課題に迅速かつ的確に対応しつつ、グローバルの課題にもチャレンジし、持続可能な資源循環の実現することで、大都市としての責務を果たす必要があるのではないか。

1 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、生産拠点の操業停止や物流の停滞などを招き動脈分野だけでなく、静脈分野にも多大な影響を及ぼしている。社会基盤としての機能を維持するためには、廃棄物処理業者及びリサイクラーが事業の継続を図れるようにするべきではないか。

【対象と施策の方向性】

- ① 処理業者やリサイクラーが各々取り組むべき対策の推進
 - ⇒ 新型コロナウイルス感染症だけでなく、万一、新種の感染症が発生した場合をも想定し、これら感染症への備えを万全にするため、国が策定したガイドラインやマニュアル等を処理業者等に周知
- ② 事業継続に必要な取組の推進
 - ⇒ 社会的基盤である処理及びリサイクルシステムを維持するため、業界団体と連携して、各処理業者、リサイクラーの事業継続に向けた取組を推進
 - ⇒ 処理業者間又はリサイクラー間で連携する仕組みを検討
- ③ 3R システムのレジリエンス向上
 - ⇒ 処理プロセスの自動化や事務プロセスの電子化などを推進し、人手に頼らないプロセスの構築又は手続きの非接触化を図ることにより、個社及び社会システムとしてのレジリエンスを向上

【施策を進めるための枠組み】

- 処理業界及びリサイクル業界との連携
 - ⇒ 東京の廃棄物処理の現状を分析、検討
 - ⇒ 産業廃棄物処理業界及びリサイクル業界と連携し、事業者間の連携方策のあり方を含めた検討
- モデル事業による効果検証
 - ⇒ 先進的なアイディアや取組を広く募り、提案者と都が共同して試行的に実施し、取組の効果を検証した上で社会実装化

2 首都直下地震などの災害への対応力強化

首都直下型地震その他の大規模自然災害に備え、2017（平成 29）年 6 月に東京都災害廃棄物処理計画を策定した。本計画の実効性を高めるためには、どのような施策を実施する必要があるか。

【対象と施策の方向性】

① 風水害への対応強化

⇒ 近年、大型台風の上陸が頻発していることを踏まえ、風水害に伴い排出される災害廃棄物への対応を強化

⇒ 区市町村が第一義的に災害廃棄物の処理責任を負っているため、全ての区市町村において災害廃棄物処理計画を策定するよう支援

② 災害時の機動力の向上

⇒ 区市町村が自区域内の災害廃棄物を処理できない場合に備え、地域で処理するための共同組織を設置するためのスキームを検討

⇒ 区市町村職員のスキルアップのため、国とも連携し、区市町村職員への研修、訓練等を引き続き実施

⇒ 災害廃棄物処理には産業廃棄物業界や建設業界との連携が不可欠であるため、協力内容等について当該団体と協議し、協定を締結（東京都産業資源協会とは 2007（平成 19）年 12 月に締結済み）

【施策を進めるための枠組み】

○ 上記の災害廃棄物処理に係る区市町村の取組を促進

⇒ 区市町村の取組を技術的・財政的に支援

3 静脈ビジネスの活性化

廃棄物処理の適正化を図るため、毎年のように廃棄物処理法の規制強化がなされてきたが、近年、この規制の存在が却ってリサイクルの取組を阻害するなどの矛盾が見られるようになってきた。したがって、資源循環推進の観点から、法令等の運用も含め、事業者に新たな取組を促すような仕組みが必要ではないか。

【対象と施策の方向性】

① 新たな事業の創出

⇒ 事業者、業界団体の自主的な取組を促すため、関係情報を提供するとともに、必要なアドバイスを実施（事業系 3R アドバイザーの活用）

② 環境対策と経済の両立

⇒ これまで無駄にしてきたものから新たな価値を創出し、経済を活性化するサーキュラーエコノミーへの転換を図るための方策の検討促進（サービサイジング、シェアリング、リペア、アップグレードなど）

⇒ 世界的に ESG (Environment、Social、Governance) 投資やグリーンリカバリーの考え方方が急拡大していることを踏まえ、静脈分野に関わる企業による ESG への取組を支援

【施策を進めるための枠組み】

- 経済界との連携
 - ⇒ 東京のビジネスの現状を分析、検討
 - ⇒ 経済界と連携し、ビジネスの方向性等を含めた検討

4 広域連携のあり方

資源循環を巡る問題は、地域で対処すべきものからグローバルの問題まで幅広く存在するため、東京単独では解決できない。したがって、海外の都市や周辺自治体とも連携して施策を実施するなど広域連携を促進すべきではないか。

【対象と施策の方向性】

- ① 國際連携の推進
 - ⇒ C40 の一員として、大都市としての責任を自覚し、グローバルな環境問題の解決に向けて引き続き貢献
- ② 国内の広域連携の推進
 - ⇒ 九都県市首脳会議、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム 36）などの国内の広域連携の仕組みを活用して、リサイクルの促進や不法投棄の撲滅に向けた取組を引き続き実施

【施策を進めるための枠組み】

- 各連携の全体の枠組みで検討

5 ゼロエミッションの観点から進めるべき方策

東京都は大消費地としての責務を果たし、脱炭素社会においても持続可能な成長を実現する都市であり続けるため、2019（令和元）年 12 月に公表した「ゼロエミッション東京戦略」の中で、2050（令和 32）年までにゼロエミッション東京の実現を目指すという野心的な目標を掲げている。したがって、資源循環分野においても、ゼロエミッション東京に貢献できるような施策を展開すべきではないか。

【対象と施策の方向性】

- ① プラスチックの持続的な利用（再掲）
- ② 食品ロスの削減（再掲）
- ③ 拡大生産者責任の拡大（再掲）
- ④ エネルギー使用量、フットプリントなどを考慮し環境に配慮した製品の選択（再掲）
- ⑤ 業務等の効率化（再掲）
- ⑥ 廃棄物処理業界全体での効率化（再掲）
- ⑦ 一般廃棄物処理の広域化（再掲）
- ⑧ 脱炭素に向けた取組
 - ⇒ 廃棄物収集運搬車両の ZEV (Zero Emission Vehicle) 化、清掃工場その他処理施設に設置されている設備・機器の省エネ化を推進するとともに、廃棄物処理施設における脱炭素に向けた取組について検討
 - ⇒ 清掃工場で生み出される電力、蒸気、温水などのエネルギーを効率的に活用できるよう、

エネルギーの面的利用を推進

【施策を進めるための枠組み】

- 民間事業者等の取組を誘導（再掲）
 - ⇒ 持続可能な資源利用に向けた民間事業者等との議論の場を設定
 - ⇒ 社会実装に向けたモデル事業により、民間事業者等の取組を加速
- 上記の資源ロス削減に係る区市町村の取組を促進（再掲）
 - ⇒ 区市町村の取組を技術的・財政的に支援
- 再生資源に係る情報の収集（再掲）
 - ⇒ 再生資源を取り扱う業界団体等の意見交換を推進

東京都資源循環・廃棄物処理計画 改定スケジュール(予定)

令和 2 年

- 1 1 月 11 日 廃棄物審議会総会（第 24 回）
計画部会（第 1 回）
・計画改定の視点

令和 3 年

- 1 月 13 日 計画部会（第 2 回）
・廃棄物処理の現状
・資源循環及び廃棄物処理に係る論点（案）
- 2 月 4 日 計画部会（第 3 回）
・資源循環及び廃棄物処理に係る個別論点
- 3 月下旬 計画部会（第 4 回）
・個別論点に係る施策の方向性
- 4 月中旬 計画部会（第 5 回）
・中間まとめ素案
- 5 月中旬 廃棄物審議会総会（第 25 回）
・次期計画案（中間まとめ）
- 5 月下旬 パブコメ
区市町村意見聴取
　　・部会での審議（2回程度）
　　・最終まとめ案
- 9 月上旬 廃棄物審議会総会（第 26 回）
・答申
- 9 月下旬 新計画策定